

入札についての公募

2025年5月9日

日本銀行では、本店新館等基幹設備改修工事にかかる設計・監理業務の委託先を選定するに当たり、一般競争入札（総合評価落札方式）への参加者を以下の要領で公募します。

日本銀行文書局長

1. 入札に付す事項

(1) 入札案件名

日本銀行本店新館等基幹設備改修工事にかかる設計・監理業務委託

(2) 委託内容

日本銀行本店新館等基幹設備改修工事にかかる以下の業務（詳細は、入札参加資格があると認められた者に対して貸与する「設計・監理業務委託仕様書」等を参照）

①設計業務（基本設計、実施設計、積算＜保守費を含む＞）

②工事監理等業務

(3) 契約期間

基本・実施設計：入札説明書による

監理業務：入札説明書による

2. 入札参加資格

次の要件を全て満たす者に限り、入札に参加することができる。

(1) 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあつては契約締結のための必要な同意を得ている者。

(2) 下記のイ、～ハ、に該当しない者。

イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。

ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。

ハ、前イ、ロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。

- (3) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当する措置に限る）を受けていない者。
イ、措置の効果が日本銀行文書局との契約に及ぶ場合
ロ、措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合
- (4) 自己、自社若しくはその役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと。
- (5) 「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと。
- (6) 予算決算及び会計令第72条に基づき、中央官庁が定める令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、「役務の提供等」（営業品目は問わない）において、B等級以上の格付けを有している者、またはそれと同等の経営状況にあると日本銀行が認めた者であること。
- (7) 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (8) 本件業務の遂行において、日本銀行の求めに応じて日本銀行本店（東京都内）における打合せに参加できること。
- (9) 以下の条件を充たすと日本銀行が認める建物の工事（2015年4月以降に完成しているものに限る）にかかる①基本設計業務、②実施設計業務、および③工事監理等業務を元請けとして履行した実績を同一契約にかかわらず各1件以上有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限ること。

【用途】金融機関本店、または災害対策基本法第2条に定める指定行政機関もしくは指定公共機関が防災業務計画に基づき行う業務の遂行に必要な同機関の施設（ただし事務所、庁舎、病院に限る。）。

【構造】鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造のいずれか、またはそれらの混構造

【規模】延床面積20,000㎡以上。なお、複合用途建築物については、上記用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績

として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても当該用途にかかる延床面積（これに付随する共用部分を含む）が本要件を満たしているものについては同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、専ら当該用途のために提供されている部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まない）。

【工事内容】建物の新築または、建築、電気、機械設備の3工種を含む基幹設備改修工事

(10) 入札説明書の交付を受けている者であって、かつ日本銀行の入札参加資格に関する審査を受け、これに合格した者。

3. 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法等

本件入札は、入札価額と価額以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により実施する。入札参加者は、本件業務の請負価額にかかる入札書および選任技術者等に関する提案書(以下「技術者提案書」という。)をもって入札を行うものとし、その評価方法等の詳細については、入札説明書において定める。

(2) 落札者の決定方法

次の全ての要件を充たす者のうち、入札書にかかる評価点と技術者提案書にかかる評価点の合計が最も高い者を落札者とする。

- ① 入札書および技術者提案書が有効と認められるものであること。
- ② 入札価額が日本銀行の作成した予定価額以下であること。

4. 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、本件に関する問合せ先
5. (3) に記載する担当部署と同じ。

(2) 入札説明書の交付期間

2025年5月9日（金）から2025年5月29日（木）までの期間中、日本銀行の毎営業日10時から16時の間交付。

(3) 交付方法

無償で直接交付するものとする。交付を希望する場合は、予め5.(3)に記載する担当部署に電話連絡のうえ来行し、交付を受ける本人の氏名、会社名を明らかにする書面等を提示すること。なお、直接交付を受けることが難しく郵送等での対応を希望する場合は、電話連絡すること。

5. 事前審査の受付期間等

(1) 審査受付期間

入札参加希望者は必ず事前審査を受けることとし、2025年5月9日(金)から2025年5月29日(木)の期間中、日本銀行の毎営業日10時から16時の間、後述の担当部署で事前審査を受付ける(以下「審査受付期間」という。)。なお、上記審査受付期間中に提出された書類または資料に不備があった場合は、同期間中に限りその補正を受付ける。また、審査受付期間満了後であっても、同期間中に入札説明書で定める書類または資料を全て提出している場合に限り、提出された書類または資料に形式的な不備があったときには、下記の補正期限まで、その補正を受付ける。但し、日本銀行は、入札参加希望者に補正するよう通知する義務を負うものではない。

【補正期限】2025年6月5日(木) 16時00分

審査の結果は、「入札参加資格確認済証」により通知する。

—— 審査の結果、日本銀行が適格と認めた者に対して交付する、競争参加資格「有」と記載のある「入札参加資格確認済証」を有していることが、入札に参加するための必須要件である。原則として、「入札参加資格確認済証」の再交付は行わないので、交付を受けた同確認済証は厳重に保管のうえ、開札日に持参すること。

(2) 提出書類、提出方法等

入札説明書において指定する。

(3) 担当部署

東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行 文書局 管財課 管財企画グループ

甲 良 (電話：03-3277-1787)

興 水 (電話：03-3277-1616)

山 田 (電話：03-3277-1778)

メールアドレス：kanzai@boj.or.jp

—— なお、審査を受けるに当たり、不明な点があれば上記担当部署に照会すること。

(4) 入札書および技術者提案書の提出

① 提出期限

2025年7月8日(火) 16時00分

② 提出場所

上記担当部署に同じ。

③ 提出方法

持参して提出すること。郵送、インターネットメール、FAX送信による提出は認めない。なお、提出に当たっては、予め上記担当部署に電話連絡のうえ来行すること。

(5) 入札書の開封日時、場所

① 日時

2025年7月18日(金) 13時30分(受付開始 13時20分)

—— 入札書は、入札参加者立会いの下で開封して評価する。

—— 技術者提案書は、入札書開封日までに、日本銀行において開封のうえ評価を行う。

② 場所

日本銀行文書局 管財課会議室

東京都中央区日本橋本石町2-1-1

—— 事前審査により日本銀行が適格と認めた者のうち、上記5.(5)

①記載の時刻までに日本銀行文書局管財課会議室に来場した者が入札に参加するための資格確認を受けることができるものとし、同時刻に遅れた者の入札は認めない。

6. その他

(1) 入札保証金

全額免除とする。

(2) 入札の無効等

入札参加資格のない者の行った入札、入札締切日時に間に合わない入札など、入札説明書に記載した無効事由に該当する場合は入札を無効とする。

(3) 手続における交渉の有無

無。

(4) 契約書類の作成

落札者は、日本銀行との間で、契約の内容、債務不履行時の取扱等に関する条項を含む契約書を取り交わすものとする。

(5) 入札参加に要する費用

全額入札者の負担とする。

(6) その他

その他の入札に関する詳細は、入札説明書による。

以 上